

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	中小企業者が取得する健康サポート薬局に係る税制措置の廃止		
見直し内容（概要）	中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税に関して、不動産価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特別措置について、令和3年度末が適用期限となっているところ、延長の要望を行わないこととする。		
関係条文	〔地方税法附則第11条第13項、地方税法施行令附則第7条第22項、地方税法施行規則附則第3条の2の18〕		
増収見込額	[平年度] - ( +0.3 ) [改正増減収額] -	(単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	平成28年度の制度創設時には当該税制措置の適用目標件数をおよそ350件（年間）としていたが、現在に至るまでの適用実績は累計で20件（令和3年3月現在）であり、また、健康サポート薬局全体の件数も現在2,515件（令和3年3月末現在。薬局全体は現在約60,000件）に留まっていることから、健康サポート薬局を推進するための施策を総合的に検討する必要があると考えられるため。		